

○羽咋市合宿等支援助成金交付要綱

平成26年4月1日告示第43号

改正

平成27年3月30日告示第27号

平成28年3月31日告示第45号

令和4年4月1日告示第52号

令和5年4月1日告示第52号

羽咋市合宿等支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市合宿等支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市外の団体等の合宿及び修学旅行（以下「合宿等」という。）に対して、市内の宿泊施設における宿泊を伴う合宿等に対し助成金を交付することにより、交流人口の拡大を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 団体等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び専門学校又はスポーツ、文化等の協会に所属する学生等の団体
- (2) 学生等 団体等の学生及び引率者
- (3) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設（キャンプ場を除く。）
- (4) 人泊 宿泊施設に宿泊した学生等の人数に当該宿泊数を乗じて得られる延べ数
(助成金の交付)

第4条 市長は、市内で合宿等を行う市外の団体等に対し、助成金を交付する。

(助成対象事業)

第5条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市外の団体等の学生等が市内の宿泊施設において行う10人泊以上の合宿等
- (2) 他の補助金制度等の適用を受けていないもの。ただし、羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付要綱（令和4年羽咋市告示第59号）にかかる助成金制度の適用を除く。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的としないもの
- (4) 営利を目的としないもの

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、人泊数に1,000円を乗じた額とする。ただし、200,000円を限度とする。

(事業実施期間)

第7条 この事業の実施期間は当該年度の3月末日までとする。ただし、1回の合宿等が複数年度にわたり実施される場合の助成対象年度は、最終の宿泊の日の属する年度とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業終了後、2月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに羽咋市合宿等支援助成

金交付申請書（様式第1号）に宿泊証明書（様式第2号）を添付し、市長に提出しなければならない。

（助成金受領の委任）

第9条 申請者は、委任状（様式第3号）により、当該助成金の受領に関する権限を第三者に委任することができる。

（交付の決定）

第10条 市長は、第9条の申請があったときは、申請にかかる書類を審査し、30日以内に交付又は不交付を決定し、羽咋市合宿等支援助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 助成金の交付に関し、条例及び規則並びに告示に違反し、又は偽りその他不正の行為があったと認められる場合、市長は助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第12条 この要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第27号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第45号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第52号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第52号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。